

「平和への権利」国連宣言

特集にあたって

2016年12月19日、国連総会は「平和への権利」宣言を採択しました。賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国。また同じ12月23日、国連総会は核兵器の全面廃絶に至る法的拘束力をもつ条約について交渉する国連会議の招請決議を採択しました。賛成113カ国、反対35カ国、棄権13カ国。どちらも人々が平和に生活する人権問題として、今日の世界が直面する重要な課題であり、採択は多数の国際世論が支持していることを示しています。日本政府は、しかしどちらにせよ意義と今後の課題などについて論考を寄せていたときました。

核兵器禁止条約の交渉開始を求めた国連総会決議について、日本原水協全国理事会(2017・2・5)は、2017年度運動方針で「国際政治ではじめて条約の締結交渉が開始される画期的動きがすすんでいた」とその意義を評価し、アメリカに追従して反対した日本政府に対しては、「被爆国にあるまじき態度でありきびしく抗議する」(『原水協通信』3号外)と表明しました。さらに5月22日、国連総会に提出された「核兵器禁止条約草案」が公表されると、各國の平和・反核団体は一斉に歓迎を表明しました。日本被団協もこの草案を支持し、「バクシヤ国際署名運動」をひろげています。日本被団協事務局長である木戸季市氏の論考は、被団協の歴史にもかねながらこの条約草案案作成の経過を述べます。

「平和への権利」国連宣言と核兵器禁止条約交渉の開始はからずも示していくように、すべての人が持つていける人权

としての和平に生活する権利を現実のものとするためには、国際連帯と共同の運動が求められます。このよる政
治状況の中で、「和平への権利」国連宣言は、今後の和平運動に理論的にも実践的にも大きな意義を持つにちがいありません。アメリカ軍の新基地建設が重大な問題となつている沖縄から憲法学の小林武氏は、平和的生存権が恒常的に侵害されてしまう沖縄県民の現実をふまえて、「和平への権利」国連宣言が戦争違法化、人権と和平の不可分性という従来の認識をこえる豊かな内容を持つていることを指摘し、そして「米軍基地をなくすとする運動にとつても新しい地平を開く契機となる」と述べています。